

**【令和4年10月接種分以降の追加要件について】**

問1 個別接種促進のための支援を受けるにあたり必要な取組として、10月以降の取組に「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」することを追加した意図はなにか。

(答)

- 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充が重要であると考え、医療機関の協力を求める趣旨です。

問2 本支援における時間外、夜間および休日の定義は。

(答)

- 以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。

なお、12月29日～31日及び1月2日～3日は、休日として取り扱う。

加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない）

※平日の診療日の昼休み等（標榜する診療時間以外）に接種している場合や、標榜する診療時間が21時までの医療機関が18時以降に接種した場合でも、それぞれ時間外や夜間の接種に該当します。

- ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。

- なお、接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730円。休日+2,130円）における考え方とは異なるためご注意ください。

（例：土曜日に診療時間を設けている医療機関がその診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従来どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求はできない。）

問3 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したこととみなしてよいか。

(答)

○ ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含まれます。

○ また、週に100回(150回)以上を4週以上行った場合の支援、1日50回以上行った場合の支援の両方で同じ取り扱いです。

○ なお、時間外、夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

問4 個別接種促進のための支援を受けるにあたり、時間外、夜間または休日に係る接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。

(答)

○ 週100回(150回)以上の接種を4週以上行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。

○ また、50回以上/日の接種を行った場合に10万円支給する支援については、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。

問5 週に100回(150回)以上および、1日50回以上の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。

(答)

○ 支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種(日中の診療時間内に行った接種等)も計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。(ただし、その場合には交付申請の際に、時間外、夜間または休日に接種の予約を受け付けていたことが分かる書類などの提出が必要です。)

問6 病院が50回以上/日の接種を行った場合に10万円交付する支援について、11月末で支援を終了する理由は。

(答)

○ オミクロン株対応2価ワクチンの接種においては、9月の開始当初から多くの対象者において接種時期が到来しており、開始当初からの迅速な接種が重要と考えるところ、年内までにすべての希望者に確実に接種していただくため、本支援については11月までにすることで接種の促進を図ることとされました。

問7 病院が特別な体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援についても11月末で終了となるのか。

(答)

○ 特別な体制を整備して接種を行った場合の人件費に関する支援については、12月以降も引き続き実施されます。

問8 病院が特別な体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。

(答)

○ 従来のおりのままです。本支援については、令和4年10月以降においても、令和4年9月までの要件同様、時間外、夜間または休日に係る接種体制を用意していなくても支援の対象となります。

#### 【全般】

問1 県が交付する給付金は、市町が支払う基本接種費用（2,070円／回）や時間外・休日加算とは別に交付されるということでしょうか。

(答)

○ お見込みのとおりです。県が医療機関から直接申請を受け付け、直接支払いを行います。

問2 個別接種の接種回数について、高齢者以外の方に接種した実績も含めてよいでしょうか。高齢者施設に赴き接種するような場合（巡回接種）や産業医による巡回接種も対象となるのでしょうか。

(答)

○ 高齢者向けのワクチン接種でなくても対象となり、被接種者の区分を問いません。また、個別接種であれば巡回接種も対象となります。

問3 支援については、集団接種による場合は対象外でしょうか。

(答)

○ 個別接種のみ対象となります。

問4 診療所や病院での接種実績には、予診のみとなった場合も含めてよいでしょうか。

(答)

○ 当該事業は、接種回数に対する財政支援のため、予診のみの場合は接種を行っていないため、実績には含めないでください。（接種対策負担金の時間外・休日加算とは取扱いが異なります。） 実際に接種した回数のみ接種実績として計上してください。

問5 給付金の額は、消費税を含む金額でしょうか。

(答)

- 接種費用ではありませんので、消費税の対象とはなりません。

問6 個別接種促進給付金の支援期間について、指定された期間の最終週は次月の第1週目を含むこととなりますが、算定期間の最終日は、月の末日か、それとも最終週が属する土曜日のいずれでしょうか。

(答)

- 以下のとおりです。

4月・5月：4月1日（金）～6月4日（土）

6月・7月：6月5日（日）～8月6日（土）

8月・9月：8月7日（日）～10月1日（土）

10月・11月：10月2日（日）～12月3日（土）

12月・1月：12月4日（日）～2月4日（土）

2月・3月：2月5日（日）～3月31日（金）

- また、病院が1日50回以上接種を行った場合に10万円支給する支援については、11月30日（水）が終期となります。

#### 【追加支援①（診療所への接種回数に応じた加算）】

問1 個別接種の「4週間以上」というのは、4週間連続する場合のみ対象でしょうか。

(答)

- 連続である必要はありません。（追加支援③（病院の特別体制について）の場合も同様。）

問2 1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか教えてください。

(答)

- 日曜日から土曜日で算定することになっています。

ただし、令和4年度事業開始の4月1日（金）～4月2日（土）の週においては、4月1日（金）～4月9日（土）をもって、1週として取り扱うことも可能です。

また、年度末においては、3月26日（日）～3月31日（金）をもって1週間と取り扱います。

問3 週100回以上の接種を行った週が4週間以上ある場合に加算されますが、達成できなかった週の実績も加算されるでしょうか。

(答)

- 対象となりません。

問4 週 100 回以上行った場合の支援について、要件を満たした場合、その週の 1 回目接種から対象となるのでしょうか（101 回目からが対象ではないことの確認）。

（答）

○ お見込みのとおりです。

例) 週 120 回接種の場合 120 回×2,000 円となります。

問5 個別接種の実績が週 100 回未満であっても、予約枠が週 100 回を超えていれば支援を受けることができますか。

（答）

○ 支援を受けることはできません。接種回数の実績に対する交付となりますので、予約枠は関係ありません。

問6 支援期間中に 4 週間以上行う場合とありますが、週 150 回を 4 週間、さらに翌週から週 100 回を 4 週間と接種を行ったケースのように同一週を重複しない場合は、それぞれの接種回数当たりの金額を上乗せできますか。

（答）

○ お見込みのとおり、お示しのケースはいずれも要件を満たします。

#### 【追加支援②（50 回以上／日の加算（診療所・病院共通））】

問1 診療所や病院がもっている施設（訪問接種）で 50 回以上／日の接種を行った場合も、10 万円交付の対象となりますか。

（答）

○ 診療所又は病院として開設された施設が個別接種を行った場合に対象となります。なお、接種回数の算定は、接種費用の請求を行う医療機関単位で計上してください。

#### 【追加支援③（病院への特別な体制に係る加算）】

問1 病院が、特別な接種体制を確保した場合とは、どのような場合に該当しますか。

（答）

○ 病院が、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となりますが、加算されるのはあくまでも 50 回以上接種した日に限ります。

問2 「特別な体制の確保」について、新たな人員を確保していませんが、医療機関内でシフトを増やすなど実質的な接種人員体制の増加をした場合は対象になりますか。

（答）

○ 病院自体の増員を図ってなくても、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。院内の他の診療科職員の協力を得た場合や、コロナワクチン外来等専門部門を開設した場合等が該当します。

問3 「看護師等」の等には、受付等の会場運営に係る事務職員も対象となりますか。また、駐車場の誘導員等を派遣会社から雇用した場合にも対象となりますか。

(答)

- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する方であれば、看護師、薬剤師、事務職員など職種を問わず、ワクチン接種業務に従事している時間帯で対象となります。

また、ワクチン接種を行うために、駐車場が混雑して誘導員がいなければ支障が生じるような場合において、特別な体制を組み、必要な人員として配置した誘導員についてもワクチン接種業務に従事している時間帯で対象となります。

問4 医師や看護師等の1人1時間当たりの加算について、「1時間当たり」には、準備や後始末の時間も含まれますか。

(答)

- ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後始末を行った者の実働時間については対象となります。

問5 医師や看護師等の1人1時間当たりの加算について、1日の延べ時間に1時間未満の端数が生じた場合、実績報告書(様式2)にはどのように入力すればよいでしょうか。

(答)

- 1時間未満の端数が15分の場合は0.25時間、30分の場合は0.50時間、45分の場合は0.75時間など分単位から時間単位に換算して入力してください。なお、延べ時間については、日曜から土曜日を足しあげた週計の段階で1時間未満(分)については切り捨てで自動計算されます。

問6 特別な体制の考え方は以下のとおりでよいでしょうか。

※通常診療時間は9:00-12:00、14:00-17:00で、ある日の接種が70人の場合(50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末までに4週間以上の条件は達成している前提)

- ①通常診療時間での接種30回、休診時間(13:00~14:00)での接種40回(勤務している医師1名・看護師2名で接種)の場合は、13:00~14:00が特別体制の時間として医師1名・看護師2名の各人1時間計上可能。
- ②通常診療時間での接種70回、ただし、当該日が休みの非常勤医師1名に出勤してもらい、10:00~12:00で40回した場合は、10:00~12:00が特別体制の時間として医師1名の2時間計上可能。

(答)

- 特別な体制とは、コロナワクチン接種のために専従の体制を取っている場合に特別な体制となります。新たな雇用者のみでなく、病院内の既存人員の配置換えにより特別な体制を確保した場合も含まれます。

当該ケースの休診時間や休日の医師に出勤してもらおう体制については、お見込みのとおり、特別な体制として計上可能と考えます。このように通常診療体制以外の、特別な体制を確保するために要する人員(医師や看護師等)に係る延べ時間を計上することになります。

## 【職域接種について】

問1 職域接種として接種を行った分は対象になりますか。

(答)

- 以下の場合対象となり、当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せすることが可能です。
  - ・ 中小企業又は大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「中小企業等」という。）が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合。
  - ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合。  
※大企業等の職域接種における接種対象者が、大企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は対象外です。

問2 医療機関が出張して実施する職域接種については対象にならないのですか。

(答)

- 対象になりません。

## (参考)時間外、夜間または休日となる日(例)

### 【時間外】当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

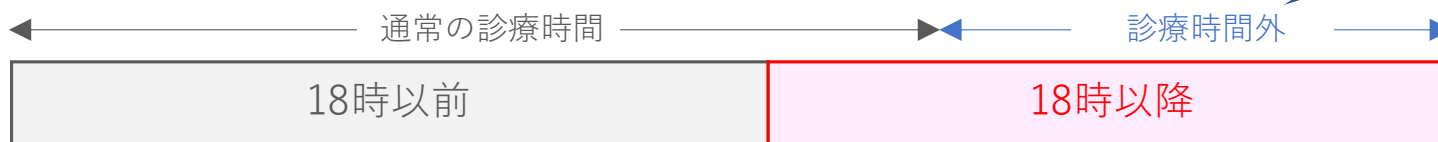
○ 対象となる日 … 平日



診療時間外にも接種体制を確保していれば要件を満たす。

### 【夜間】18時以降 (医療機関の診療時間に関わらない)

○ 対象となる日 … 平日



18時以降に体制が確保されていれば、診療時間内か時間外かは関係ない



18時以降も接種体制を確保していれば要件を満たす。

### 【休日】土日祝日 (医療機関の診療日に関わらない)

○ 対象となる日 … 土日祝日



土日祝日に接種体制を確保していれば要件を満たす。